

瑞穂監第48号  
平成31年3月27日

瑞穂市長  
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長  
藤橋礼治様

瑞穂市教育長  
加納博明様

瑞穂市監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀 武

#### 行政監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 行政監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査のテーマ

資金前渡事務

#### 2 監査の目的

支出の特例である資金前渡事務のうち、現金を取り扱う窓口払による資金前渡事務が適正に行われているか監査する。

#### 3 監査の対象

窓口払による資金前渡事務

#### 4 監査対象期間

平成29年4月1日から平成30年9月30日まで

なお、監査の実施において必要と認められた場合は、平成30年10月1日以降及び平成28年度以前の資金前渡事務についても対象とした。

#### 5 監査の実施期間

平成30年9月11日から平成31年2月25日まで

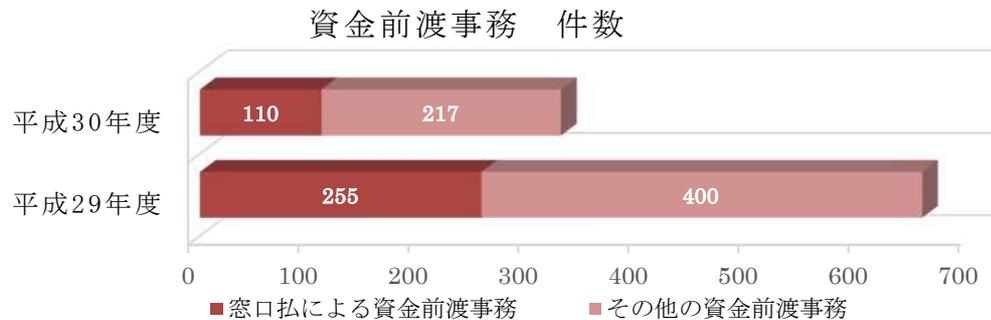
#### 6 監査の方法

「行政監査調査票」（以下「調査票」という。）の提出を求めて全部署に対し検証するとともに、必要と認めた部署については、さらに関係書類等の提出を求め、職員からの説明を聴取して監査を実施した。

### 第2 監査の結果と意見

#### 1 資金前渡事務の件数について

平成29年度及び平成30年度の資金前渡事務の件数は、以下のとおりである。



※平成30年度は9月末日現在

2 所属別の窓口払による資金前渡事務の件数について

提出された調査票を集計したところ、所属別の窓口払による資金前渡事務の件数は、次のとおりである。

所 属	平成30年度 (件数)	平成29年度 (件数)	備 考
総 合 政 策 課	5	8	平成29年度は企画財政課分
市 民 協 働 安 全 課	6	19	平成29年度は総務課分
総 務 課	21	44	平成29年度は秘書広報課分
財 務 情 報 課	3	9	平成29年度は管財情報課分
市 民 課	0	2	
税 務 課	1	2	
医 療 保 険 課	8	22	
福 祉 生 活 課	5	47	
地 域 福 祉 高 齢 課	6	11	
健 康 推 進 課	3	0	
会 計 課	1	1	
議 会 事 務 局	4	19	
監 査 委 員 事 務 局	2	1	
市 民 窓 口 課	1	1	
環 境 課	0	1	
上 水 道 課	0	0	
下 水 道 課	2	2	
都 市 管 理 課	4	2	
都 市 開 発 課	3	6	
商 工 農 政 観 光 課	0	2	平成29年度は商工農政課分
教 育 総 務 課	13	33	
給 食 セ ン タ ー	3	5	
学 校 教 育 課	0	0	
各 小 中 学 校	10	0	
ほ づ み 幼 稚 園	4	4	
幼 児 支 援 課	3	7	
各 保 育 所	0	0	
生 涯 学 習 課	2	5	
図 書 館	0	2	
窓口払による資金前渡事務 計	110	255	
その他の資金前渡事務 計	217	400	
資 金 前 渡 事 務 合 計	327	655	

※平成30年度は9月末日現在

### 3 資金前渡事務について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	<p>不要な資金前渡について</p>	<p>東京都府中市で行われた「川崎平右衛門ゆかりのまち交流事業」において、2課からそれぞれ5,000円が資金前渡されていた。図書購入を見据えてとりあえず10,000円を用意したとの説明であった。支出根拠は、支出負担行為兼支出金調書の添付書類に、手書きで「会場にて川崎平右衛門に関する図書の販売あり」と書かれているだけであった。具体的な販売図書名や価格等のわかる資料はなく、先方への確認も行われていなかった。結果として図書は購入しておらず、無償で1冊提供されたとの説明であった。</p> <p>当該事業には市長と随行者1名が招待されているが、他にも職員2名が参加しており、添付資料に掲載されていたレセプション参加のための会費5,000円/人だけが唯一資金前渡金額と同額となっていた。</p> <p>LPガス設備調査員講習負担金を資金前渡とする理由として、窓口で支払うことになっている旨が調査票には記載されていたが、実際には口座振込による支出が可能であった。</p>	<p>図書を購入するかもしれないとの意向で、1課では予算が足りないため2課からそれぞれ5,000円を資金前渡し、とりあえず10,000円を用意したとの説明であった。しかし、予算残額は十分にあったため説明に矛盾が生じている。図書の販売ありと手書きで記載された書類だけでは支出根拠に乏しく、資金前渡の濫用と見込まれる。</p> <p>結果として図書は無償で提供されたとの説明ではあるが、事前に販売図書名や価格、無償提供の有無等を確認していれば資金前渡は不要となったはずであり、当該資金前渡は公金を紛失等のリスクにただ晒しただけである。</p> <p>また、添付書類に唯一同額と掲載されていたレセプション参加のための会費ではないとの説明であるが、そのような支出を予期していたと疑われても致し方ない。</p> <p>不要な資金前渡を二度と行わないよう支出内容を十分に検討すべきである。</p> <p>無償で提供された図書は1冊で、東京都府中市の歴史と川崎平右衛門をより深く知るための資料として生涯学習課にて保管しているとのことであった。</p> <p>当該図書は常に使用されているわけではない。図書館等の広く市民に周知できる環境で保管することにより、提供された図書を有効活用していただきたい。</p> <p>受講料を申込場所へ持参することが慣例となっていたとのことであるが、LPガス設備調査員講習の申込方法を確認すれば、口座振込が可能であったことは明白である。</p> <p>平成31年度からはLPガス設備調査員講習負担金の支出方法を見直すとのことであるが、当該事務に限らず、不要な資金前渡とならないよう支出方法に注意していただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
2	立替払について	<p>平成 29 年度「親子で一緒に考える小学生学校給食料理コンテスト」において、不足した食材を購入するため立替払が行われ、私的なポイントカードが用いられていた。そのため、職員個人にポイントが付与されていた。</p> <p>また、資金前渡金額には含まれていないが、領収書には不足した食材の他に、職員個人の飲料も併記されていた。</p>	<p>地方自治法によれば「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる」と限定されており、平成 29 年 6 月実施会計研修の資料においても、立替払は認められていない旨の注意喚起がなされている。</p> <p>公費の支出に私的なポイントカードを用いて職員個人にポイントが付与されていたことは、私的に利益を得たということであり、極めて問題である。</p> <p>資金前渡金額には含まれていないものの、添付されていた領収書には職員が個人的に必要であった飲料も併記されており、公私混同甚だしい状況である。</p> <p>計画的な支出に努めるとともに、公費と私費を十分に意識して事務に従事すべきである。</p>
3	精算遅延について	<p>死体検案書作成手数料として平成 30 年 5 月 11 日に現金を受領していたが、精算は同年 11 月 6 日に行われていた。</p> <p>教育長激励金として、平成 30 年 7 月 20 日に現金を受領していたが、平成 31 年 1 月 23 日に精算が行われていた。</p> <p>その他、複数課において多数の精算遅延が確認された。</p>	<p>瑞穂市会計規則によると、随時の経費に係る資金前渡については、その要件終了後 5 日以内に精算する旨が規定されている。</p> <p>死体検案書作成手数料も教育長激励金に関しても精算事務を失念していたとのことである。今後は精算遅延とならないよう確認体制の強化等により再発防止に努めていただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
4	資金前渡金額について	民生委員・児童委員研修会における食糧費が資金前渡されていた。平成 30 年 10 月 5 日に精算した研修会の食糧費は 40,622 円を要したが、返納額は 9,058 円 (22.3%) となっており、他の民生委員・児童委員研修においても高い返納割合となっていた。	<p>予算編成方針に食糧費は原則なしと示されているにもかかわらず、民生委員・児童委員研修会において食糧費が執行されていた。早急に食糧費に関する支出を見直すべきである。</p> <p>当該支出に限らず、返納額及び追給額が少なくなるよう計画的に事務を行い、必要最小限の金額を資金前渡していただきたい。</p>
5	資金前渡等記録簿の活用について	瑞穂市会計規則に定められた資金前渡等記録簿について、この数年間提出はなく、記録簿による確認は行っていないとの回答であった。	<p>瑞穂市会計規則では「会計管理者は、収支等命令者に資金前渡等記録簿を提出させ、前払資金の支払、精算及び戻入がなされていることを確認しなければならない」と定められており、規則に反していた。</p> <p>今後は適切な資金前渡事務となるよう資金前渡等記録簿を活用していただきたい。</p>
6	精算調書の作成について	精算調書の精算区分欄には、その精算の形態に合わせて「ゼロ精算」、「返納」、「追給」と補記するよう会計規則に定められているが、無記入のままの調書が散見された。返納や追給となっているものの理由欄が無記入となっているものも複数確認された。	<p>精算調書の精算区分欄や理由欄が無記入となっているものが複数確認された。</p> <p>精算調書等の書類は、会計事務担当者だけではなく、その他の職員も決裁しているはずであり、看過されていることは内部統制が不十分であることを意味している。</p> <p>必要事項を満たした適切な書類づくりを行っていただきたい。</p>
7	領収書の宛名について	資金前渡に関する精算調書を確認したところ、複数課において領収書の宛名が瑞穂市長となっていた。	<p>瑞穂市会計規則によると、資金前渡事務の場合は資金前渡職員宛の領収書を徴さなければならない旨が規定されている。</p> <p>間違いやすい事務のポイントであるので、十分に注意していただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
8	事務処理について	はかり定期検査手数料は資金前渡により支出されていた。実施通知は平成30年3月28日付となっていたが、平成30年4月16日に支出負担行為兼支出金調書を起票し、同月18日に現金を受領していた。	はかり定期検査実施通知書の通知日から判断すると、資金前渡により現金を受領するための事務処理を行う十分な期間があったと言える。期日が近づいてから急いで事務を行うと、当然に事務の誤りが生じる可能性は高くなる。 職員には連絡事項として、窓口払による資金前渡は支払予定日の1週間前を締切とする旨アナウンスされている。今後は早めの事務処理を心掛けていただきたい。
9	教育長激励金について	ホームページに公表されている「支出の日」は、決裁文書の決裁日であるとの回答であった。 支出負担行為兼支出金調書の添付書類を確認したところ、大会に出場する未成年者が申請者となっていた。	瑞穂市教育委員会教育長交際費の公表に関する要綱によれば、教育長交際費を支出した日が「支出の日」であり、決裁文書の決裁日を「支出の日」とすることは適切ではない。要綱に則した事務を行うべきである。 瑞穂市教育委員会教育長激励金交付要綱によれば、激励金交付申請書の申請者は、出場する者が未成年者である場合には、保護者又は所属団体の責任者等が行うこととなっている。要綱に則した申請書を添付書類とすべきである。
10	会計研修の実施について	会計事務の研修開催状況を確認したところ、定期監査の指摘により平成29年度は全職員を対象に、平成30年度は新入職員のみを対象に研修を実施しているとのことであった。 今後の開催予定については未定とのことであるが、研修会等を通して周知徹底を図りたい旨の回答であった。	平成28年度実施の定期監査における措置状況として「平成29年6月28及び29日に両庁舎において職員研修会を開催し、適正な会計事務処理について周知を行った」との回答であった。しかし、当該監査において、適切とは言い難い資金前渡事務を多数確認した。 今後は、職員の資質向上及び会計事務処理の適正化を図るため、当該監査結果を踏まえ、各課の会計事務担当者や新入職員等を対象とし、定期的に会計研修を実施していただきたい。

以上